

令和 8 年 4 月 1 日

「一般事業主行動計画」について

東 予 信 用 金 庫

当金庫は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、職員の働き方を見直し、雇用環境の整備を行うとともに、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定致します。

1. 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの 2 年

2. 内容

(1) 目標と対策

①計画期間内における男性職員の育児休業取得率を 5 0 %以上とする。

⇒金庫内文書等を活用し、就業規則および育児・介護休暇規程の周知を図る。(毎年 4 月頃)

②労働者全体の残業時間を月 4 時間未満とする。

⇒ノー残業デー啓発のための周知を行い、各部店ごとに残業時間数の数値目標を設定。(毎年 4 月頃)

③地元学校やえひめジョブチャレンジ U-15 と連携し、地域の子どもたちの職場見学や職場体験を実施する。

⇒金庫内文書等を活用し全役職員へ周知を図る。(原則毎年 1 0 ~ 1 1 月頃)

令和8年4月1日

「一般事業主行動計画」について

東 予 信 用 金 庫

当金庫は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性が仕事と家庭の両立を実現し、管理職としてその能力を十分に発揮できる職場環境を目指し、次のように行動計画を策定致します。

1. 計画期間

令和8年4月1日 ～ 令和10年3月31日までの2年

2. 内容

(1) 目標と対策

①男性の平均勤続年数に対する女性の平均勤続年数の割合を70%以上へ引き上げる。(2026年2月1日現在63.1%)

⇒仕事と育児の両立のために利用可能な両立支援制度に関する周知(職員向け・管理職向け等のパンフレットの作成・配布)(毎年4月頃)